

公共下水道を
ご利用中の皆様へ

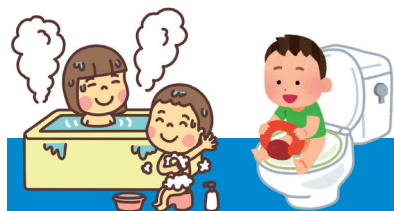
下水道使用料を改定します

下水道事業においては、汚水処理に係る費用は下水道使用者からの下水道使用料収入を財源とすることが原則です。しかしながら、洲本市では、汚水処理にかかる費用を下水道使用料で賄えない状況にあります。不足分は下水道を使用していない方々も負担している税金で補っており、洲本市全体の財政運営にも負担を強いている状況です。

このような状況を改善するために、令和8年4月から下水道使用料の改定を予定しています。

下水道使用者の皆様にはご負担をお掛けしますが、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するためにご理解とご協力をお願いいたします。

●使用料値上げによる経営改善のイメージ●



下水をきれいにする費用

汚水処理費 約2億6,000万円



利用者からいただく使用料

下水道使用料 約2億円

税金で補填

不足分 約6,000万円



令和8年度以降

経費回収率
約77%の状態



今回の使用料改定後の
経費回収率

汚水処理費 約2億6,000万円

下水道使用料 約2億6,000万円



使用料改定後

経費回収率
100%の健全な状態

●改定後の下水道使用料（1ヶ月）●

基本使用料、従量使用料ともに一律30%増額改定します。

区分	使用水量	現行使用料単価
一般汚水	基本使用料 0m ³	900円
	1m ³ ～ 10m ³	20円
	11m ³ ～ 30m ³	120円
	31m ³ ～ 50m ³	140円
	51m ³ ～ 100m ³	160円
	101m ³ ～ 300m ³	210円
	301m ³ ～	230円
公衆浴場	基本使用料 0m ³	900円
	1m ³ ～ 10m ³	110円



30%改定後		
新使用料単価	値上げ幅	改定率
1,170円	+270円	30%
26円	+6円	
156円	+36円	
182円	+42円	
208円	+48円	
273円	+63円	
299円	+69円	
1,170円	+270円	
143円	+33円	

下水道使用料改定に関する Q&A

Q1 使用料改定はどのような経緯で決定しましたか？

A 令和6年度より下水道事業審議会を立ち上げ、外部有識者により下水道使用料の今後の在り方について議論し、昨年11月に洲本市へ答申されました。

答申内容は、平成18年の市町合併以降一度も改定されていないことや、今後の維持管理費の増加や使用料収入の減少、これまでの経費節減の市の取組みを総合的に判断し、「下水道使用料の改定は実施せざるを得ない」との判断に至ったものです。



▲
審議会からの
答申書はこちら

Q2 なぜ値上げ率30%なのですか？

A 令和8年度から12年度までの5年間に必要な污水处理費と使用料収入見込額を計算し、不足分を使用料の改定によって賄うこととしています。

試算結果では、毎年、使用料収入約2億円に対し、污水处理費が約2億6,000万円必要となることから、その不足分約6000万円を使用料収入増で賄い、経費回収率100%となるよう改定率30%とさせていただきます。

Q3 今まで経営改善の努力を行ってきましたか？

A 古茂江污水处理場で単独処理していた汚水を、平成27年度から洲本環境センターで一括処理することで、延べ9年間で約3.5億円の経費を削減しました。

また、平成23年度より、処理場3か所、雨水ポンプ場6か所、市内全域マンホールポンプ31か所の施設管理を、包括民間委託し業務の効率化を図っています。

加えて、平成30年度の公営企業法適用以降、令和6年度までに3名の職員を削減し経営組織のスリム化にも取り組んでいます。

Q4 今までどおり一般会計から赤字補填の補助ができないのですか？

A 一般会計からの補助は、市の限られた予算のなかで教育や福祉など、他にあてられる予算を使っていることになります。

下水道を利用できない市民の方が恩恵を受けられないため、公平性の観点から問題があるという意見もあります。下水道事業は、使用料収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算を原則としています。

Q5 使用料の改定をしないとどうなりますか？

A 仮に、現在の状況が続いた場合、下水道事業の経営が困難となり、必要な更新工事等ができなくなることから、耐用年数の過ぎた施設の破損や故障により、各家庭から排水される污水处理に支障が生じるおそれがあります。また、本市一般会計からの補填も増え、下水道を使用していない市民の皆さまからの税金をさらに投入することになります。

使用料を値上げすることで、税金の使途についての不公平感を解消するほか、他の公共事業に税金を活用することができるようになります。

Q6 洲本市の使用料は他の自治体と比べて高いのですか？

A 下水道使用料は、兵庫県内40市町の中で改定前は23番目、改定後は12番目に高い使用料となります。(県内平均は2,863円です。)

島内3市での比較では、改定前は3番目、改定後は2番目に高い使用料となります。

改定前 ①淡路市 3,322円 ②南あわじ市 2,750円 ③洲本市 2,530円

改定後 ①淡路市 3,696円 ②洲本市 3,289円 ③南あわじ市 2,750円

※淡路市は令和7年4月より平均13%値上げしました。

Q7 今後も使用料改定を行う予定がありますか？

A 人口減少による使用料収入の減少、維持管理費や施設更新費用の増加といった、中長期的な見通しなども踏まえ、適正な下水道使用料水準が確保できるよう、概ね5年ごとに検証や見直しを行うこととしています。